

(1) バリアフリー基本構想とは

- バリアフリー基本構想は、バリアフリー法に基づき、駅を中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）を定め、面的・一体的なバリアフリー化の推進のために、市町村が作成するものです。

■ バリアフリー法

バリアフリー法は、高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保するため、旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、新設・改良時のバリアフリー化基準への適合義務や既存施設への基準適合の努力義務を定めています。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」 ※最新改正は令和3年4月施行
 〈第25条 移動等円滑化基本構想〉

市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を作成するよう努めるものとする。

■ バリアフリー基本構想

バリアフリー基本構想は、バリアフリー法第25条に基づき、旅客施設の周辺地区など、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成する構想です。施設が集積する地区において、面的・一体的なバリアフリー化を推進することをねらいとしたものです。基本構想では、重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路及び特定事業を定めます。

「重点整備地区」：生活関連施設が3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障がい者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区

「生活関連施設」：高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

「生活関連経路」：生活関連施設間を結ぶ経路

「特定事業」：生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化するもの

(2) 大阪市バリアフリー基本構想について

- 大阪市では、平成15年～平成18年にかけて、交通バリアフリー法に基づき、市内の主要な駅を中心に25地区を重点整備地区として定め、「大阪市交通バリアフリー基本構想」を策定しています。
- 重点整備地区のバリアフリー化が着実に進展する中、未整備事項の継続的な取組実施とともに、実施各地区の土地利用の変化などを踏まえた検討が必要となっています。
- また、新たな課題として、社会的状況の変化に応じた法令等の改正や、大阪・関西万博の各種ガイドラインの考え方を踏まえ、基本構想の変更等に向けた検討を行う必要性が生じています。

■作成過程、進捗状況

大阪市では、平成15年～平成18年にかけて、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）に基づき、鉄道駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するため、市内の主要な駅を中心に25地区の重点整備地区を定め、『大阪市交通バリアフリー基本構想』を策定しました。

大阪市交通バリアフリー基本構想 策定地区

第1次 基本構想策定地区（平成15年4月策定） 3地区

梅田、難波、天王寺・阿倍野

第2次 基本構想策定地区（平成16年4月策定） 12地区

京橋、鶴橋、南森町・大阪天満宮、天満橋、北浜、淀屋橋、新大阪、新今宮、日本橋、上本町・谷町九丁目、弁天町、海老江・野田阪神

第3次 基本構想策定地区（平成17年4月、平成18年4月策定） 10地区

西九条、関目、放出、喜連瓜破、御幣島、我孫子町、大正、住之江公園、コスモスクエア、駒川中野

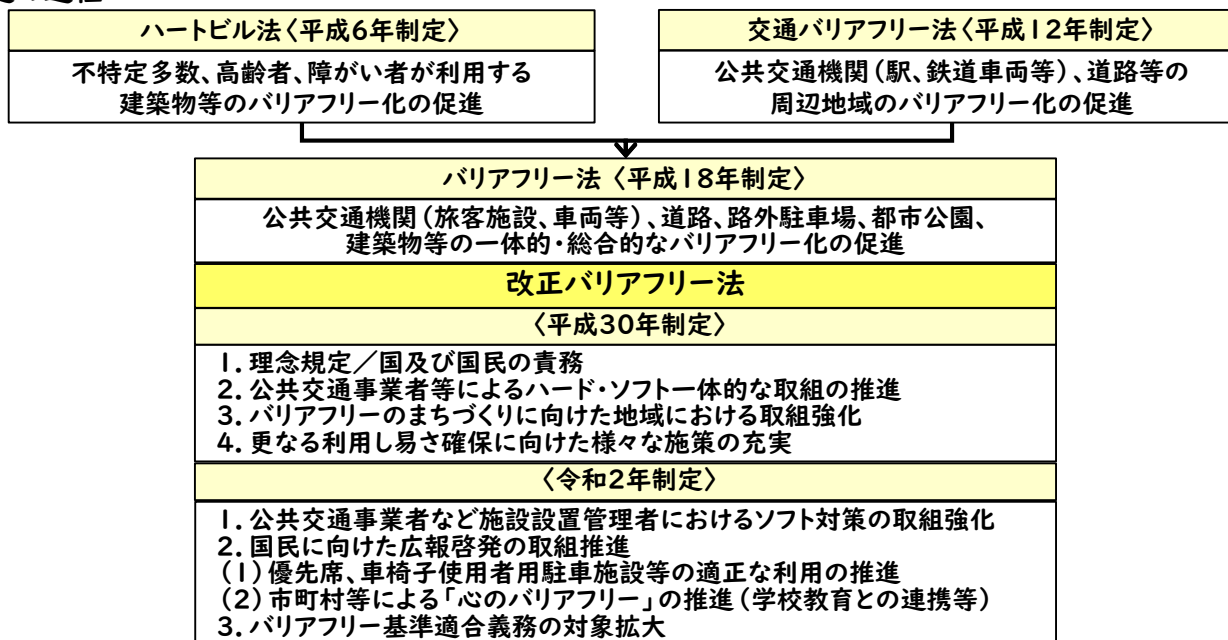
（参考）現行基本構想に基づく特定事業計画の進捗状況（令和3年3月末時点）

事業名	事業内容	整備率
公共交通特定事業	駅の入り口からホームまでの経路において、段差を解消するエレベーター等の設置、拡幅改札口の設置、多機能トイレの設置 等	25地区全体の段差解消率：100%
道路特定事業	「主要な経路」へ視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 等	25地区全体の整備率：89%
交通安全特定事業	主要な交差点への音響信号機の設置	25地区全体の整備率：100%

(参考) バリアフリーに関する法令の経過

- 平成6年に建築物のバリアフリー化方策を定める「ハートビル法」、平成12年に旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化方策を定める「交通バリアフリー法」が制定されました。
- 平成18年には、総合的なバリアフリー施策推進を目的として、「ハートビル法」「交通バリアフリー法」を統合拡充した「バリアフリー法」が制定され、公共交通機関や道路、路外駐車場、都市公園、建築物等の一体的・総合的なバリアフリー化の促進が可能となりました。
- 平成30年と令和2年には、「改正バリアフリー法」が制定され、共生社会や一億総活躍社会の実現に向け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等の強化が示されました。また、市町村が基本構想を作成した場合、おおむね5年ごとに、事業の実施状況の調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要に応じて基本構想を変更する点について、改正バリアフリー法に規定されました。

■法令制定の過程



■バリアフリー法改正の背景

- ・ 2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会の実現、高齢者、障がい者等も含んだ一億総活躍社会の実現の必要性
- ・ 2018年12月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行やオリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要性